

佐賀県・市町災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、県内において災害（災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災市町独自では十分な対応ができないときに、県内市町が相互に協力して応援を実施し、県がそれを支援するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 市町が行う応援の内容は次のとおりとし、県は当該市町が行う応援活動を支援する。

- (1) 災害対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等及びその他の資機材の提供
- (6) 災害廃棄物の処理
- (7) 火葬場の提供
- (8) その他被災市町から特に要請のあったもの

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明確にして、電話等により他の市町に応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容
 - ア 人員の派遣 職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等
 - イ 物資・資機材等の搬入 物資等の品目・数量、搬入場所、交通情報等
 - ウ その他必要な事項
- 2 応援を受けようとする市町において、前項の規定による個別の要請ができない事情があるときは、当該市町は、前項に掲げる事項を明確にして、県に対して一括して応援の要請を依頼することができる。この場合、県は、速やかに応援要請をする市町に要請内容等を連絡するものとする。

(応援の受諾等)

- 第4条 前条第1項により要請を受けた市町は、応援の可否を決定し、被災市町に対し、その結果及び応援することとした場合は応援内容を連絡するとともに、県にその旨を連絡する。
- 2 前条第2項により県から連絡を受けた市町は、応援の可否を決定し、県に対し、その結果及び応援することとした場合は応援内容を連絡するものとし、県は被災市町に対しその旨を連絡する。
 - 3 第1項又は第2項により応援を受けることとなった被災市町は、応援を行う市町に対して応援を要請する文書をできるだけ速やかに送付するものとする。

(応援の実施)

- 第5条 応援することと決定した市町は、その決定後、速やかに応援を実施するものとする。
- 2 応援市町は、応援の状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

(自主応援の実施)

- 第6条 被災市町との連絡が取れない場合又は被害が大きいと予想される場合には、他の市町は、自主的に職員を派遣し、被災市町の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。
- 2 前項の応援については、被災市町から応援の要請があったものとみなす。
 - 3 第1項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町は、収集した情報及び応援の内容を県に情報提供するものとする。

(経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。
- 2 応援を受けた市町において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、当該市町は、応援した市町に対し、当該費用の一時繰替支弁を求めることができる。
 - 3 前条の自主応援の実施にあたり、被災市町の情報収集に要した経費については、第1項の規定にかかわらず職員を派遣した市町の負担とする。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、防災に関する施設及び資機材の整備並びに防災に関する組織の育成に努めるものとする。

- 2 市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から応援の受入態勢の整備を行うとともに、市町防災訓練の実施及び毎年県が実施している防災訓練への参加に努めるものとする。
- 3 県及び市町は、情報交換を密にし、県全域における防災力の向上を図るため、年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

- 2 県は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、法令に基づき、当該市町が実施すべき応急措置のうち、特に急を要する重大な事項について、当該市町に代わって実施するものとする。
- 3 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、職員を派遣し、市町災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。
- 4 県は、災害の規模、場所又は被災市町からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに防災関係機関又は九州地方知事会その他の連合組織等に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、県又は市町で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(補 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書を 21 通作成し、佐賀県知事及び各市町長が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 30 日

佐賀県知事

佐賀市長

唐津市長

鳥栖市長

多久市長

伊万里市長

武雄市長

鹿島市長

小城市長

嬉野市長

神埼市長

吉野ヶ里町長

基山町長

上峰町長

みやき町長

玄海町長

有田町長

大町町長

江北町長

白石町長

太良町長